

公 告（先着順）

（日本郵政株式会社所有不動産の売却）

次のとおり先着順により売却をするので公告します。本見積合せは、原則、建物の取壊しが見積条件となっています。詳細は、下記第 17 項をご確認下さい。

なお、見積合せとは、下記 1 (2)に記載の最低売却価格以上の金額で、有効な見積書（兼不動産購入申込書）の提出を行い、見積額を決定する行為をいう。

2025年11月4日

契約責任者（売主）
日本郵政株式会社
代表執行役社長 根岸 一行

1 売却物件

(1) 見積件名 旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却

(2) 売却物件の概要

所在地	福島県郡山市熱海町熱海3－198
区 分	土地・建物
数 量	「2 物件目録」参照
最低売却価格	700,000円

2 物件目録

(1) 土地

所 在	地 番	地 目	地 積（登記簿）
郡山市熱海町熱海三丁目	161番	雑種地	150㎡
同上	163番	雑種地	208㎡
同上	165番	宅地	14,192.86㎡
同上	200番	鉱泉地	3.31㎡
同上	206番	宅地	941.71㎡
同上	207番	宅地	149.20㎡
同上	212番4	堤	189㎡
同上	226番1	原野	1,173㎡
同上	252番	雑種地	649㎡
同上	278番1	原野	266㎡
同上	279番1	雑種地	243㎡
同上	280番	原野	13㎡
同上	281番	宅地	343.00㎡
同上	284番	宅地	90.51㎡

同上	2 8 5 番	宅地	5 3 8. 3 1 m ²
同上	3 1 2 番	原野	1, 3 2 3 m ²
同上	3 1 5 番	原野	4 1 6 m ²
同上	3 1 6 番	原野	6 4 1 m ²
同上	3 1 7 番	原野	7 2 2 m ²
同上	3 2 0 番	原野	2 6 5 m ²
同上	3 2 2 番	雑種地	5 3 0 m ²
同上	3 2 4 番	雑種地	3 9 9 m ²
同上	3 2 5 番	原野	6 8 2 m ²
同上	3 2 6 番	雑種地	6 0 5 m ²
同上	3 2 8 番	雑種地	5 4 4 m ²
同上	4 0 0 番	雑種地	9 4 m ²
同上	4 0 1 番	雑種地	3 4 9 m ²
同上	4 0 2 番	雑種地	1 9 4 m ²
同上	4 0 3 番	雑種地	3 4 9 m ²
同上	4 0 5 番	宅地	5 8 7. 5 6 m ²
同上	4 1 4 番	雑種地	9 2 m ²
合 計			2 6, 9 4 2. 4 6 m ²

(2) 建物

所 在	家屋番号	種類	構 造	延床面積
郡山市熱海町熱海 三丁目 165 番地	165 番	保養所	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下 1 階付 5 階建	5, 753. 72 m ²
【附属建物】	符号 1	共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	242. 38 m ²
【附属建物】	符号 2	寄宿舍	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	68. 34 m ²
【附属建物】	符号 3	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	32. 80 m ²
【附属建物】	符号 4	機械室	コンクリートブロック造陸 屋根平家建	44. 10 m ²
【附属建物】	符号 5	ポンプ室	コンクリートブロック造陸 屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	19. 50 m ²
【附属建物】	符号 6	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	117. 44 m ²
【附属建物】	符号 7	便所	木造スレート葺平家建	6. 17 m ²
【附属建物】	符号 8	ろ過 機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	20. 34 m ²

【附属建物】	符号 10	ごみ置場	コンクリートブロック造スレート葺平家建	5.27 m ²
【附属建物】	符号 11	物置	コンクリートブロック造スレート葺平家建	4.14 m ²

3 見積参加資格

次の(1)から(11)のいずれにも該当しない方であること。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意等を得ている方を除きます。

- (2) 次の一に該当すると認められる方でその事実があった後、2年間を経過していない方。
これに該当する方を役員、又は代理人、支配人その他の使用人（以下、代理人、支配人その他の使用人を「使用人等」という。）とする方についても同様とします。

ア 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量〔その他契約の履行〕に関して不正の行為をした方

イ 公正な競争の執行を妨げた方、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した方

ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた方

エ 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた方

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方

カ その他、当社に損害を与えた方

- (3) 反社会的勢力と認められる方。会社その他の法人の方又は個人の方であって、反社会的勢力を役員若しくは使用人等とする方も同様とします。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない方、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる方、その他次に掲げる方をいいます。

ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する方

イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする方

ウ その他、脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超え若しくは社会的妥当性を欠く不当な要求をする方

- (4) 反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある方。会社その他の法人の方又は個人の方であって、反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある方を役員若しくは使用人等とする方も同様とします。

ア 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係

イ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係

ウ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

- エ その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- (5) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものではないことを確約しない方
- (6) 自ら又は自らの役員若しくは使用人等が、次のいずれの行為も行わないことを確約しない方
- ア 自ら又は第三者を利用して脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。
- イ 自ら又は第三者を利用して日本郵政グループ各社の名誉、信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為
- ウ 自ら又は第三者を利用して日本郵政グループ各社の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為
- エ 自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- オ その他、アからエに準ずる行為
- (7) 当社に対し、虚偽の事実を告げた方、又は提出した書類に不実の記載をした方又は記載すべき重要な事項について記載をしなかった方若しくは誤解を生じさせないために必要とされる重要な事項について記載をしなかった方
- (8) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）（以下「業法」という。）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者にあつては、平成 29 年 11 月以降に同法第 65 条から第 67 条の 2 までの規定に基づく監督処分を受けた方
- (9) 当社において、不動産等の管理に関する事務に従事する方
- (10) 上記(1)から(9)のいずれかに該当する方を見積代理人として使用する方
- (11) 上記(1)から(10)のいずれかに準ずる方、その他公正な見積手続の適正かつ円滑な執行に支障を生じさせるおそれのある方等当社が不適格と認めた方

※ 本公告以降、後に定義する見積参加申込者、見積参加者又は見積決定者について、上記事項に該当することが判明した場合又は該当することとなった場合には、見積参加資格の付与拒否・失効、売買契約の解除、当該事実判明後 2 年間の当社主催入札及び見積合せへの参加禁止の措置を講じることがあります。

4 見積参加手続き

(1) 見積参加資格確認申込の受付

見積合せに参加しようとする方（以下「見積参加申込者」という。）は、個人の場合は、別紙 1－1 または別紙 1－2「誓約書（兼見積参加申込書）個人用」、法人の場合は、別紙 1－3 または別紙 1－4「誓約書（兼見積参加申込書）法人用」に印鑑登録印（実印）を押印の上、各々の記入例を参考にして記入してください。

なお、個人、法人を問わず「誓約書（兼見積参加申込書）」への押印した印鑑は、重要事項説明書、売買契約書、引渡書等に使用する印鑑とします。

見積参加申込者は、「誓約書（兼見積参加申込書）」及び次に掲げる証明資料を 2025 年 11 月 4 日（火）から 2026 年 3 月 31 日（火）までの火曜日、水曜日及び売却

業務（媒介）受託者が定める定休日（２０２５年１２月２３日から２０２６年１月４日まで）を除く、毎日、午前１０時から午後５時までの間に下記（４）の場所に持参し、又は２０２５年１１月４日（火）から２０２６年３月３１日（火）までの間に下記（４）の場所に郵送（特定記録等の郵便追跡が可能なものに限ることとし、同日消印有効とする。）してください。

なお、差出後、下記（４）の提出先に上記の郵便追跡に必要な番号を電話連絡してください。

当社は、先着順で受付を行い、受付日を基準とし、受付日が最も早く、かつ、提出された資料に不備のない見積参加申込者（上記３（１）から（１１）のいずれかに該当することが判明した者又は該当することとなった者を除きます。）を購入予定者として、下記５以降の手続きを行います。同日に複数の申し込みがあった場合は、厳正なる抽選により購入予定者を決定します。

また、下記１０のとおり、見積合せの延期若しくは中止又は見積決定（上記１（２）に記載の最低売却価格以上の金額で、有効な見積書（兼不動産購入申込書）の提出を行い、見積額が決定したことをいう）後の契約締結手続の延期若しくは中止を行う可能性がありますので、予めご了承ください。

（注）持参の場合、正午から午後１時までの間を除いてください。

【証明資料】

① 法人の方の場合

- ア 履歴事項全部証明書（発行後３ヶ月以内）
- イ 印鑑証明書（発行後３ヶ月以内）
- ウ 定款
- エ 会社概要書（会社パンフレット）又は自社ホームページの会社概要を印刷した紙（これらを作成していない場合は、業務内容、会社設立日、資本金、従業員数、支店数、取引銀行等を記載した資料）
- オ 株主名簿（会社法に定める株主名簿等（議決権保有割合５％以上の者が分かるもの））
- カ 借入残高表
- キ 業法第２条第３号に規定する宅地建物取引業者の場合は、業法第６条に基づき国土交通大臣又は都道府県知事から交付を受けた免許証の写し
- ク 別紙２－１「お客様カード（法人用）」※Ａ３両面印刷としてください。
- ケ 別紙３「役員一覧」
- コ 別紙４「現地説明会参加者リスト」
- サ 取引担当者の顔写真付き本人確認書類（運転免許証等官公庁発行の書類）の写し

② 個人の方（日本国籍）の場合

- ア 住民票（発行後３ヶ月以内、「本籍、続柄、住民票コード、個人番号」の記載のないもの）

- イ 印鑑証明書（発行後３ヶ月以内）
- ウ 身分証明書（発行後３ヶ月以内、市区町村発行のもの）
- エ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がない証明）（発行後３ヶ月以内、「本籍」の記載のない法務局発行のもの）
※発行手続きは、東京法務局後見登録課及び全国の法務局・地方法務局の本局（本局以外の支局・出張所等では取り扱っていません）に直接交付申請するか、東京法務局後見登録課あて郵送で請求していただくことになります（郵送受付は東京法務局のみとなっています）。
- オ 顔写真付き本人確認書類（運転免許証等官公庁発行の書類）の写し
- カ 業法第２条第３号に規定する宅地建物取引業者の場合は、業法第６条に基づき国土交通大臣又は都道府県知事から交付を受けた免許証の写し
- キ 別紙２－２「お客様カード（個人用）」※Ａ３印刷としてください。
- ク 「見積参加申込者本人が現地説明会に参加できない場合」現地説明会の参加に関する委任状（様式適宜）

③ 個人の方（外国籍）の場合

- ア 上記②記載資料（ウを除く）
- イ 「在留カード」又は「特別永住者証明書」の写し

（注）上記①～③に記載の証明資料以外の資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出された資料の取扱い

上記(1)により提出された資料については、見積参加資格確認以外の目的に使用することはありません。また、提出された資料については返還いたしませんので、予めご了承ください。なお、上記(1)により提出された資料の内容については、見積参加資格確認のため、下記(4)の売却業務（媒介）受託者と共同で利用すること及び警察当局へ情報提供することがありますので、予めご了承ください。共同利用する場合の管理責任者は日本郵政株式会社となります。

(3) その他注意事項

複数名義人による共同購入はできませんので予めご了承ください。また、当社からの所有権の移転先は、買主本人のみとさせていただきます（契約者の地位の譲渡及び第三者のためにする契約はできません）。

(4) 誓約書（兼見積参加申込書）及び証明資料の提出先（問合せ先）

売却業務（媒介）受託者

〒２７７－０００５

千葉県柏市柏１丁目２番３７号 柏駅東口ちば興銀ビル５階

野村不動産ソリューションズ株式会社

柏センター

担当 岩井

定休日 火曜日、水曜日及び売却業務（媒介）受託者が定める日（２０２５年１２月
２３日から２０２６年１月４日まで）

電話番号 ０４－７１６３－４４７１

FAX番号 ０４－７１６３－５２５０

国土交通大臣（５）第６１０１号

（一社）不動産流通経営協会会員、（公社）首都圏不動産公正取引協議会加盟

5 現地説明会の開催

上記４（１）の購入予定者に対して、現地説明会資料一式（貸与）を郵送の上、現地において現地説明会を開催しますので必ず参加してください。

なお、現地説明会に参加する方については、本人確認のため、名刺の提出（事業を行っていない個人の方等であって、当社が名刺の提出を求めることが困難と判断する場合があります。）及び運転免許証、旅券（パスポート）等顔写真のある官公庁発行の本人確認書類（これがない場合には健康保険証、国民年金手帳、住民票等の公的機関発行の本人確認書類）原本をご提示いただきます。

（注） 現地説明会に参加せずに本見積合せに参加することはできません。現地説明会資料一式（貸与）の内容を現地説明会開催日までには必ず熟知の上で参加してください。

6 見積参加者の決定

上記４（１）により提出された資料を確認の上、契約責任者から見積参加を認められた方であって現地説明会に参加された方に限り、見積参加の対象者（以下「見積参加者」という。）とします。見積参加資格の有無については、見積参加者に対して郵送により通知します。

なお、見積参加者の決定後（見積決定後を含む）であっても、上記３の見積参加資格を有しなくなり若しくは有していないことが判明した場合又は誓約書（兼見積参加申込書）に違反し若しくは不実の記載を行ったことが判明した場合等当社が不適格と認めた場合には見積参加者の決定を取り消し、見積決定を取り消し又は見積合せを無効とすることがありますので、予めご了承ください。

7 見積書（兼不動産購入申込書）の提出

（１） 上記４（１）の購入予定者に見積参加資格のあること及び上記４（１）の購入予定者による見積参加申込が当社所定の方式に違反していないことについて当社の最終審査を行います。最終審査に合格した場合は、下記（３）の場所に見積書（兼不動産購入申込書）を郵送（一般書留郵便に限る）により提出していただきます。

詳細は、別添「見積書（兼不動産購入申込書）を郵送される際の注意事項」によります。

なお、見積合せの実施日時別途ご相談のうえ調整させていただきます。

（２） 上記１（２）に記載の最低売却価格以上の金額で、有効な見積書（兼不動産購入申込書）の提出を行った購入予定者（以下「見積決定者」という。）と契約させていただきます。

(3) 見積書（兼不動産購入申込書）郵送場所

〒100-8791

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

大手町プレイス ウェストタワー 16階

日本郵政株式会社 グループ不動産統括部

資産管理担当 小森、宇民

電話番号 03-3477-0071

8 見積金額

見積金額は土地、建物の総額とし、見積決定金額（見積合せの結果、決定した売却金額）の土地及び建物の内訳金額は、当社が取得した不動産鑑定評価に基づき、土地100%、建物0%とします。

9 見積りの無効

本公告に示した見積参加に必要な資格のない方のした見積り及び当社所定の方式に違反した見積りは無効とします。

10 見積合せの延期又は中止等

見積合せの公正性が損なわれるおそれが生じた場合、売却物件の滅失・損傷が生じた場合等、又は、これらの事情がない場合であっても当社の都合により、本物件の見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止を行う可能性がありますので、予めご了承ください。詳細については、見積合せ前に下記16問合せ先までお問合せください。

※（見積合せの延期又は中止等の可能性は見積合せ当日まであり得ますので、ご注意ください。）

なお、見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴い損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、当社は一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

11 取引時確認

見積決定後、当社指定の方法により、見積決定者に対し契約締結前に犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）及び当社規程に基づく取引時確認を行います（上記4(1)の証明資料以外の資料の提出を求める場合があります）。その結果により、見積決定後であっても、契約締結を行わず又は見積決定を取り消すことがありますので予めご了承ください。

12 重要事項説明

見積決定後、見積決定者に対し契約締結前に売却業務（媒介）受託者から重要事項説明を行います。

13 手付金等

見積決定者は、契約金額の100分の10（ただし上限は1,000万円とする）を、契約締結時に当社が指定する方法で納付してください。

また、残代金の納付期限についても、契約締結予定日の指定に併せ、別途連絡します。

なお、手付金及び残代金等当社が受領する金銭について領収書は発行しませんので予めご了承ください。

14 所有権移転登記

所有権移転登記手続きについては、買主において司法書士へ委任していただくことになります。

なお、登記費用については買主負担となりますので予めご了承ください。

15 仲介（媒介）手数料

売買契約が成立した場合、買主には、売却業務（媒介）受託者である野村不動産ソリューションズ株式会社の所定の仲介（媒介）手数料が発生します。

16 問合せ先

本公告（先着順）に関する問合せは、以下の問合せ先までお問合せください。

【 問合せ先 】（売却業務（媒介）受託者）

〒277-0005

千葉県柏市柏1丁目2番37号 柏駅東口ちば興銀ビル5階

野村不動産ソリューションズ株式会社

柏センター

担当 岩井

定休日 火曜日、水曜日及び売却業務（媒介）受託者が定める日（2025年12月23日から2026年1月4日まで）

電話番号 04-7163-4471

FAX番号 04-7163-5250

17 見積条件等

- (1) 買主は、本物件の引渡し後、用途、自用・他用を問わず建物を使用してはなりません。引渡し日から24か月を経過する日までに、買主の責任と負担において建物の取壊し工事を完了することを見積条件とし、取壊し前の建物の所有権移転登記は行っていますので、予めご了承ください。

また、建物の取壊しが完了したときは、当社に対しその旨を書面で報告していただきます。上記報告後でなければ、本物件の売却等による所有権の移転や賃貸借等による権利の設定をしてはならないこととしますので、予めご了承ください。

- (2) 上記(1)にかかわらず、買主が業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者の場合（本見積参加申込時点から本物件の引渡しまでの間、業法第2条第3号に規定する宅地

建物取引業者である必要があります。)には上記(1)の事項は見積条件等としませんが、この場合、当社は一切の契約不適合責任を負わないものとします。買主が業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者の場合であっても、建物の取壊し工事を行うか否かにかかわらず、本物件の引渡し日に建物の所有権移転登記を行っていただきます。

18 売主の表示

日本郵政株式会社

東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイス ウエストタワー16階

電話番号 03-3477-0165

東京都知事(2)第103530号

(公社)全日本不動産協会東京都本部加盟、(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

所在地 (地番)		福島県郡山市熱海町熱海三丁目161番ほか30筆		
交通		JR磐越本線「磐梯熱海」駅へ約400m		
土地	面積	登記：26942.46㎡（8150.09）坪 実測：27175.40㎡（8220.77）坪		
	地目	雑種地、宅地ほか		
	現況	建物付		
建物		家屋番号	198番	
		種類	保養所	
		構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建	
		床面積	5,753.72㎡	
		建築時期	1968年3月13日新築（1981年3月31日一部取壊・増築、2000年6月20日増築）	
		附属建物	符号1：共同住宅 242.38㎡（1980年3月20日新築） 符号2：寄宿舍 68.34㎡（1980年3月20日新築） 符号3：車庫 32.80㎡（1981年3月31日新築） 符号4：機械室 44.10㎡（1981年3月31日新築） 符号5：ポンプ室 19.50㎡（1981年3月31日新築、2000年6月20日増築）	
			符号6：機械室 117.44㎡（1981年3月31日新築） 符号7：便所 6.17㎡（1999年3月12日新築） 符号8：ろ過機械室 20.34㎡（2000年6月20日新築） 符号10：こみ置場 5.27㎡（1987年9月30日新築） 符号11：物置 4.14㎡（建築時期不詳）	
法令に基づく制限	都市計画法 土地区画整理法 建築基準法	区域区分	都市計画区域（市街化区域）	
		都市計画施設	無 名称： 幅員： m) その他の都市計画施設（ ）	
		用途地域①	商業地域	
		用途地域②		
		建蔽率 容積率	80% / 400% 建蔽率 容積率 /	
		防火指定	準防火地域 防火指定	
		斜線制限	道路斜線制限 斜線制限	
		隣地斜線制限		
		日影規制	無 日影規制	
		その他	その他	
	その他法令	景観法・公有地拡大推進法・河川法・文化財保護法・国土利用計画法		
		土壌汚染対策法・都市再生特別措置法・東日本大震災復興特別区域法		
		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 等		
接面道路		① 北側（公道）約9.9m（現況幅員） ※法42条1項1号		
		② 北側（公道）約4.4m～約5.5（現況幅員） ※法42条1項1号		
		③ 東側（公道）約100m（現況幅員） ※法42条1項1号		
特記事項				

【 広域地図 】



【 詳細地図 】



誓約書(兼見積参加申込書)

年 月 日

契約責任者
日本郵政株式会社
代表執行役社長 根岸 一行 殿

住 所
氏 名
(自宅電話番号)
(携帯電話番号)

印

私は旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却の見積りに当たり、2025年11月4日付け
公告(先着順)(日本郵政株式会社所有不動産の売却)(以下「本公告(先着順)」といいます。
す。)に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し見積参加の申込をいたします。

記

- 1.本公告(先着順)記載の「3 見積参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
- 2.本公告(先着順)において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
- 3.本公告(先着順)記載の「17 見積条件等」を遵守し、引渡し日から24か月を経過する
日までに建物の取壊し工事を完了します。
- 4.売買代金の支払いは以下を予定していること。
(1)借入 (借入予定金融機関名及び支店名: 銀行 支店)
(2)自己資金
(3)その他(具体的な資金調達方法を記載:)
- 5.所有権移転日と同日の抵当権設定予定が(ある・ない)こと。
- 6.本見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴
う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わな
いことを了承します。

※ 上記4、5については該当する項目に○を付けてください。

誓約書(兼見積参加申込書)

年 月 日

契約責任者
日本郵政株式会社
代表執行役社長 根岸 一行 殿

* 誓約書作成日、又は誓約書等を郵便で差し出した日を記入願います。

- * 押印は印鑑証明と同一の印を使用願います。
- * 差し支えなければ、携帯電話番号を記載願います。

住 所
氏 名
(自宅電話番号)
(携帯電話番号)

印

私は旧かんぽの宿郡山の土地・建物の売却の見積りに当たり、2025年11月4日付け公告(先着順)(日本郵政株式会社所有不動産の売却)(以下「本公告(先着順)」といいます。)に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し見積参加の申込をいたします。

記

- 1.本公告(先着順)記載の「3 見積参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
- 2.本公告(先着順)において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
- 3.本公告(先着順)記載の「17 見積条件等」を遵守し、引渡し日から24か月を経過する日までに建物の取壊し工事を完了します。
- 4.売買代金の支払いは以下を予定していること。

(1) 借入	(借入予定金融機関名及び支店名 :	銀行	支店
(2) 自己資金			
(3) その他(具体的な資金調達方法を記載 :	)		
- 5.所有権移転日と同日の抵当権設定予定が(ある・ない) こと。
- 6.本見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わないことを了承します。

※ 上記4、5については該当する項目に○を付けてください。

誓約書(兼見積参加申込書)

年 月 日

契約責任者
日本郵政株式会社
代表執行役社長 根岸 一行 殿

住 所
氏 名
(自宅電話番号)
(携帯電話番号)

印

私は旧かんぽの宿郡山の土地・建物の売却の見積りに当たり、2025年11月4日付け
公告(先着順)(日本郵政株式会社所有不動産の売却)(以下「本公告(先着順)」といいます。
。)に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し見積参加の申込をいたします。

記

- 1.本公告(先着順)記載の「3 見積参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
- 2.本公告(先着順)において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
- 3.本公告(先着順)記載の「17 見積条件等」を遵守し、私は宅地建物取引業法(昭和27年
6月10日法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることから、引
渡し日から24か月を経過する日までに建物の取壊し工事を完了する義務を負わないも
のとしします。
- 4.売買代金の支払いは以下を予定していること。

(1) 借入	(借入予定金融機関名及び支店名：	銀行	支店
(2) 自己資金			
(3) その他(具体的な資金調達方法を記載：	)		
- 5.所有権移転日と同日の抵当権設定予定が(ある・ない)こと。
- 6.本見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴
う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わな
いことを了承します。

※ 上記4、5については該当する項目に○を付けてください。

誓約書(兼見積参加申込書)

年 月 日

契約責任者

日本郵政株式会社

代表執行役社長 根岸 一行 殿

* 誓約書作成日、又は誓約書等を郵便で差し出した日を記入願います。

- * 押印は印鑑証明と同一の印を使用願います。
- * 差し支えなければ、携帯電話番号を記載願います。

住 所

氏 名

(自宅電話番号)

(携帯電話番号)

印

私は旧かんぽの宿郡山の土地・建物の売却の見積りに当たり、2025年11月4日付け公告(先着順)(日本郵政株式会社所有不動産の売却)(以下「本公告(先着順)」といいます。)に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し見積参加の申込をいたします。

記

1. 本公告(先着順)記載の「3 見積参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
2. 本公告(先着順)において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
3. 本公告(先着順)記載の「17 見積条件等」を遵守し、私は宅地建物取引業法(昭和27年6月10日法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることから、引渡し日から24か月を経過する日までに建物の取壊し工事を完了する義務を負わないものとします。
4. 売買代金の支払いは以下を予定していること。

(1) 借入	(借入予定金融機関名及び支店名:	銀行	支店
(2) 自己資金			
(3) その他(具体的な資金調達方法を記載:	)		
5. 所有権移転日と同日の抵当権設定予定が(ある・ない)こと。
6. 本見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わないことを了承します。

※ 上記4、5については該当する項目に○を付けてください。

誓約書(兼見積参加申込書)

年 月 日

契約責任者
日本郵政株式会社
代表執行役社長 根岸 一行 殿

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名
会社電話番号
担当者氏名
携帯電話番号

印

私は旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却の見積りに当たり、2025年11月4日付け
公告（先着順）（日本郵政株式会社所有不動産の売却）（以下「本公告（先着順）」といいま
す。）に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し見積参加の申込をいたします。

記

- 1.本公告（先着順）記載の「3 見積参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
- 2.本公告（先着順）において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
- 3.本公告（先着順）記載の「17 見積条件等」を遵守し、引渡し日から24か月を経過する
日までに建物の取壊し工事を完了します。
4. 売買代金の支払いは以下を予定していること。

(1) 借入	（借入予定金融機関名及び支店名：	銀行	支店
(2) 自己資金			
(3) その他（具体的な資金調達方法を記載：	）		
5. 所有権移転日と同日の抵当権設定予定が（ある・ない）こと。
6. 本見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴
う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わな
いことを了承します。

※ 上記4、5については該当する項目に○を付けてください。

誓約書(兼見積参加申込書)

記入例

年 月 日

契約責任者

日本郵政株式会社

代表執行役社長 根岸 一行 殿

* 押印は印鑑証明書と同一の印を使用願います。

* 必ず会社の住所、代表者役職及び代表者氏名を記入願います。(社印は省略可)。

住 所
名 称

代表者役職

代表者氏名

会社電話番号

担当者氏名

携帯電話番号

* 誓約書作成日、又は誓約書等を郵便で差し出した日を記入願います。

私は旧かんぽの宿郡山の土地・建物の売却の見積りに当たり、2025年11月4日付け公告(先着順)(日本郵政株式会社所有不動産の売却)(以下「本公告(先着順)」といいます。)に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し見積参加の申込をいたします。

記

1. 本公告(先着順)記載の「3 見積参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
2. 本公告(先着順)において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
3. 本公告(先着順)記載の「17 見積条件等」を遵守し、引渡し日から24か月を経過する日までに建物の取壊し工事を完了します。
4. 売買代金の支払いは以下を予定していること。

(1) 借入	(借入予定金融機関名及び支店名 :	銀行	支店
(2) 自己資金			
(3) その他(具体的な資金調達方法を記載 :	)		
5. 所有権移転日と同日の抵当権設定予定が(ある・ない) こと。
6. 本見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わないことを了承します。

※ 上記4、5については該当する項目に○を付けてください。

誓約書(兼見積参加申込書)

年 月 日

契約責任者

日本郵政株式会社

代表執行役社長 根岸 一行 殿

住 所

名 称

印

代表者役職

代表者氏名

会社電話番号

担当者氏名

携帯電話番号

私は旧かんぽの宿郡山の土地・建物の売却の見積りに当たり、2025年11月4日付け
公告（先着順）（日本郵政株式会社所有不動産の売却）（以下「本公告（先着順）」といいま
す。）に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し見積参加の申込をいたします。

記

- 1.本公告（先着順）記載の「3 見積参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
- 2.本公告（先着順）において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
- 3.本公告（先着順）記載の「17 見積条件等」を遵守し、私は宅地建物取引業法（昭和 27 年
6 月 10 日法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者であることから、引
渡し日から 24 か月を経過する日までに建物の取壊し工事を完了する義務を負わないも
のとしします。
4. 売買代金の支払いは以下を予定していること。
(1) 借入 （借入予定金融機関名及び支店名： 銀行 支店
(2) 自己資金
(3) その他（具体的な資金調達方法を記載： ）
5. 所有権移転日と同日の抵当権設定予定が（ある・ない）こと。
6. 本見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴
う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わな
いことを了承します。

※ 上記 4、5 については該当する項目に○を付けてください。

誓約書(兼見積参加申込書)

記入例

年 月 日

契約責任者

日本郵政株式会社

代表執行役社長 根岸 一行 殿

* 押印は印鑑証明書と同一の印を使用願います。

* 必ず会社の住所、代表者役職及び代表者氏名を記入願います。(社印は省略可)。

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

会社電話番号

担当者氏名

携帯電話番号

* 誓約書作成日、又は誓約書等を郵便で差し出した日を記入願います。

私は旧かんぽの宿郡山の土地・建物の売却の見積りに当たり、2025年11月4日付け公告(先着順)(日本郵政株式会社所有不動産の売却)(以下「本公告(先着順)」といいます。)に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し見積参加の申込をいたします。

記

- 1.本公告(先着順)記載の「3 見積参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
- 2.本公告(先着順)において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
- 3.本公告(先着順)記載の「17 見積条件等」を遵守し、私は宅地建物取引業法(昭和27年6月10日法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることから、引渡し日から24か月を経過する日までに建物の取壊し工事を完了する義務を負わないものとします。
- 4.売買代金の支払いは以下を予定していること。

(1) 借入 (借入予定金融機関名及び支店名:	銀行	支店
(2) 自己資金		
(3) その他(具体的な資金調達方法を記載:)		
- 5.所有権移転日と同日の抵当権設定予定が(ある・ない) こと。
- 6.本見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わないことを了承します。

※ 上記4、5については該当する項目に○を付けてください。

お客様カード（法人用）

本書は、犯罪収益移転防止法第4条第1項及び第4項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認等に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の□には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

令和 年 月 日

1. 本人特定事項

(フリガナ) 商号・名称	
所 在 地	〒 ー

〔注〕 本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。
（※ご提示いただく本人確認書類は、登記事項証明書等、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第2号で規定されるものに限り
ます。）

2. 代表者等の本人特定事項

(フリガナ) 氏 名		所 属	
		役 職	
生年月日	□西暦 □昭和 □平成 年 月 日 生		
住 居	〒 ー		
顧客との 関係	□代表者 □取引担当者 □代理人		

〔注〕 取引担当者の本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。
（※ご提示いただく本人確認書類は、運転免許証、パスポート、各健康保険証等、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1号
又は第4号で規定されるものに限ります。）

3. 取引目的

□ 買主	□自社／店舗用 □社宅用 □転売用 □その他（ ）
□ 売主	□買い換え用 □換金 □資産売却 □その他（ ）

〔注〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 事業内容

□不動産業	□建設業	□製造業	□サービス業
□運輸業	□卸売／小売業	□金融／保険業	□その他（ ）

〔注1〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕 次のいずれかの書類又はその写しのご提示をお願いしております。

定款・登記事項証明書等 犯罪収益移転防止法施行規則第10条第2号で規定される書類

5. 実質的支配者

(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日	□西暦 □昭和 □平成 年 月 日 生
住 居	〒 ー
法人との関係	□50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 □25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 □出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に 支配的な影響力を保有 （具体的な関係： ） □法人を代表し、その業務を執行する個人

(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日	□西暦 □昭和 □平成 年 月 日 生
住 居	〒 ー
法人との関係	□50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 □25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 □出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に 支配的な影響力を保有 （具体的な関係： ） □法人を代表し、その業務を執行する個人

(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日	☐ 西暦 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 生
住 居	〒 ー
法人との関係	☐ 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 ☐ 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 ☐ 出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に 支配的な影響力を保有 (具体的な関係：) ☐ 法人を代表し、その業務を執行する個人

[注1] 実質的支配者の本人特定事項等は、お客様からの申告による確認とさせていただきます。

[注2] 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者(自然人)をいい、具体的には、犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項において以下のとおり定義されています。

[注3] 該当するものが複数いる場合は、全員の申告をお願いいたします。

なお、株式会社等で50%超の議決権を有する者がいる場合は、その50%超の議決権保有者のみが確認対象となります。(そのほかに25%超の議決権保有者がいる場合でも、その25%超の議決権保有者は確認対象から除外されます。)

- ◆資本多数決の原則を採る法人
- 【法人例】** 株式会社、投資法人、特定目的会社など
- 【対象者】** ① 当該法人の議決権総数の25%超の議決権を直接又は間接に保有する自然人
② (①がない場合) 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
③ (①・②がない場合) 法人を代表し、その業務を執行する自然人
- ◆上記以外の法人
- 【法人例】** 一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)など
- 【対象者】** ① 法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人
② (又は) 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
③ (①・②がない場合) 法人を代表し、その業務を執行する自然人

[注4] 本申告に併せて株主名簿のご提出をお願いしています。

なお、お客様が上場企業の場合は実質的支配者の申告は不要ですが、有価証券報告書のご提出をお願いしています。

6. 外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引に関する事項

5. の実質的支配者は、

☐ 現在外国政府等において重要な地位にある(※1)

☐ 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある

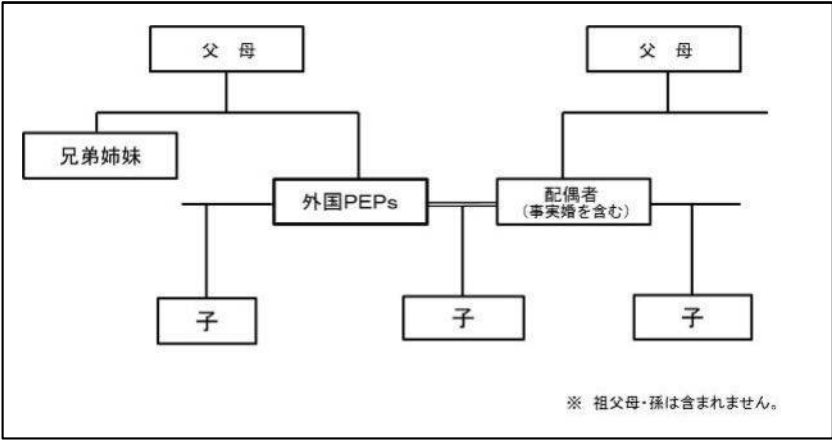
☐ 外国政府等において重要な地位にある(又は、あったことがある)者の家族(※2)

☐ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

[注] お客様からの申告による確認とさせていただきます。

- ※1 外国政府等において重要な地位にある者(犯罪収益移転防止法施行規則第15条)
- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (4) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算において国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ※2 家族の範囲(犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項第2号)
- 配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子

【PEPsの家族の範囲】



7. 資金計画

売買代金の支払いは、以下を予定しています。

☐ 借入(借入予定金融機関及び支店名： 銀行 支店)

☐ 自己資金

☐ その他(具体的な資金調達方法を記載：)

[注1] お客様からの申告による確認とさせていただきます。

[注2] お客様が売主である場合は申告不要です。

記載例

お客様カード (法人用)

本書は、犯罪収益移転防止法第4条第1項及び第4項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認等に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の□には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

令和※年※月※※日

1. 本人特定事項

(フリガナ) 商号・名称	〇〇フドウサンカブシキガイシャ 〇〇不動産株式会社	登記事項証明書など、 本人確認書類の商号・ 名称、所在地を記載願 います。
所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇1丁目2番3号	

〔注〕 本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、登記事項証明書等、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1号に規定する書類です。)

2. 代表者等の本人特定事項

(フリガナ) 氏 名	ユウセイ タロウ 郵政 太郎	所 属	不動産営業部
		役 職	係長
生年月日	□西暦 ☒ 昭和 □平成 △△年 △月 △日 生		
住 居	〒△△△-△△△△ 〇〇県△△市△△△町△△△番地 △△△マンション △△△号		
顧客との 関係	□代表者 ☒ 取引担当者 □代理人		

〔注〕 取引担当者の本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、健康保険証等、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1号に規定する書類です。)

3. 取引目的

☒ 買主	□自社/店舗用	□社宅用	☒ 転売用	□その他 ()
□ 売主	□買い換え用	□換金	□資産売却	□その他 ()

〔注〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 事業内容

☒ 不動産業	□建設業	□製造業	□サービス業
□運輸業	□卸売/小売業	□金融/保険業	□その他 ()

〔注1〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕 次のいずれかの書類又はその写しのご提示をお願いしております。

定款・登記事項証明書等 犯罪収益移転防止法施行規則第10条第2号で規定される書類

5. 実質的支配者

(フリガナ) 氏 名	ユウビン ハナコ 郵便 花子
生 年 月 日	□西暦 ☒ 昭和 □平成 □□年 □□月 □□日 生
住 居	〒□□□-□□□□ □□県□□市□□□□丁目□番□号
法人との関係	☒ 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 □25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 □出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に 支配的な影響力を保有 (具体的な関係:) □法人を代表し、その業務を執行する個人

(以下省略)

6. 外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引に関する事項

5. 実質的支配者は、
□ 現在外国政府等において重要な地位にある(※1)
□ 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
□ 外国政府等において重要な地位にある(又は、あったことがある)者の家族(※2)
☒ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

〔注〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

(以下省略)

7. 資金計画

売買代金の支払いは、以下を予定しています。

☐ 借入（借入予定金融機関及び支店名：

銀行

支店）

☒ 自己資金

☐ その他（具体的な支払方法を記載：

〔注1〕 お客様からの申

〔注2〕 お客様が売主で

レ点記入によるご申告をお願いします。
借入の場合は銀行名等を記載願います。

お客様カード(個人用)

本書は、犯罪収益移転防止法第4条第1項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認等に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の□には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。
なお、通称名で取引される場合は、その通称名も併せてご記入をお願いいたします。

令和 年 月 日

1. 本人特定事項

(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 通 称 名	
生年月日	□西暦 □昭和 □平成 年 月 日 生		
住 居	〒 ー		

〔注〕本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、運転免許証、パスポート、各健康保険証等、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1号又は第4号で規定されるものに限ります。)

2. 取引目的

□ 買主	□居住用 □その他 ()	□事業用	□投資用	□セカンドハウス
□ 売主	□買い換え用 □その他 ()	□転動	□資産売却	□相続対策

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

3. 職 業

□会社役員／団体役員	□会社員／団体職員	□公務員
□自営業	□無職	□その他()

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 勤務先

(フリガナ) 商号・名称	
所 在 地	〒 ー T E L

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

5. 外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引に関する事項

- 現在外国政府等において重要な地位にある(※1)
 □ 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
 □ 外国政府等において重要な地位にある(又は、あったことがある)者の家族(※2)
 □ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

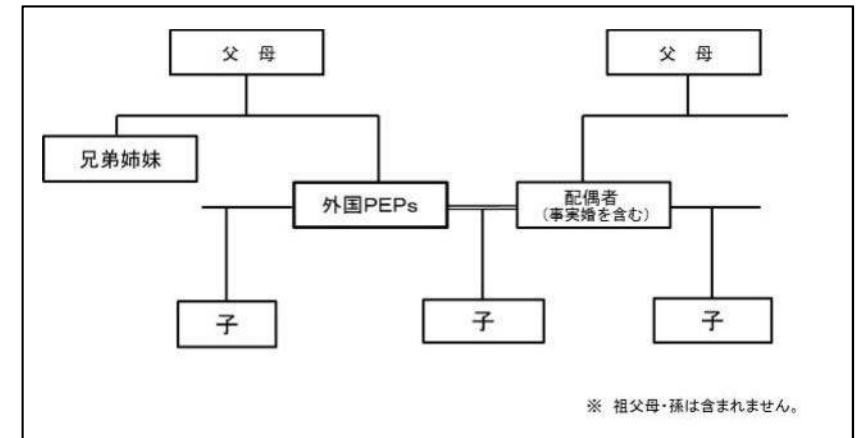
※1 外国政府等において重要な地位にある者(犯罪収益移転防止法施行規則第15条)

- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
 (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 (4) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 (6) 中央銀行の役員
 (7) 予算において国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

※2 家族の範囲(犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項第2号)

配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子

【PEPsの家族の範囲】



6. 資金計画

売買代金の支払いは、以下を予定しています。

- 借入(借入予定金融機関及び支店名: 銀行 支店)
 □ 自己資金
 □ その他(具体的な資金調達方法を記載:)

〔注1〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕お客様が売主である場合は申告不要です。

記載例

お客様カード(個人用)

本書は、犯罪収益移転防止法第4条第1項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認等に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の□には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

なお、通称名で取引される場合は、その通称名も併せてご記入をお願いいたします。

令和 ○年 ○○月 ○○日

1. 本人特定事項

(フリガナ) 氏 名	ユウセイ タロウ 郵政 太郎	(フリガナ) 通 称 名	
生年月日	□西暦 □昭和 ☒ 平成 △△年△	運転免許証など、本人確認書類の氏名・生年月日・住居を記載願います。	
住 居	〒△△△-△△△△ ○○県○○市○○町 123 番地 コーポ○○ ○○○号室		

〔注〕 本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、運転免許証、パスポート、各健康保険証等、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1号又は第4号で規定さ

レ点記入によるご申告
をお願いします。

2. 取引目的

☒ 買主	☒ 居住用 □その他 ()	□事業用	□投資用	□セカンドハウス
□ 売主	□買い換え用 □その他 ()	□転勤	□資産売却	□相続対策

〔注〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

レ点記入によるご申告
をお願いします。

3. 職 業

□会社役員／団体役員	☒ 会社員／団体職員	□公務員
□自営業	□無職	□その他()

〔注〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 勤務先

(フリガナ) 商号・名称	カブシキガイシャ 株式会社■■■■■■■■■■
所 在 地	〒▽▽▽-▽▽▽▽ ○○県○○市○○区○○○丁目○番○○号 TEL ●●-●●●●-●●●●

勤務先の商号・名称、郵便番号、
所在地、電話番号の記載をお願い
します。

〔注〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

5. 外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引に関する事項

- ☐ 現在外国政府等において重要な地位にある(※1)
☐ 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
☐ 外国政府等において重要な地位にある(又は、あったことがある)者の家族(※2)
☒ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

(以下省略)

外国PEPsに該当しない場合
も含め、レ点記入によるご申
告をお願いします。

6. 資金計画

売買代金の支払いは、以下を予定しています。

- ☐ 借入(借入予定金融機関及び支店名: 銀行 支店)
☒ 自己資金
☐ その他(具体的な資金調達方法を記載:)

〔注1〕 お客様からの申告

〔注2〕 お客様が売主であ

レ点記入によるご申告をお願いします。
借入の場合は銀行名等を記載願います。

見積件名 旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却

役員一覧

法人名 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
		T S 年 月 日 H	〒 ー

※履歴事項全部証明書に記載されている役員のうち現任の役員全員を記入してください。

見積件名 旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却

役員一覧

法人名 ○○株式会社

履歴事項全部証明書に記載されている役員のうち現任の役員全員の役職名、氏名（フリガナ）、生年月日、住所を記入願います。

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
代表取締役	○○ ○○ ○○ ○○	T S○年○月○日 H	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○○丁目○-○

※履歴事項全部証明書に記載されている役員のうち現任の役員全員を記入してください。

見積件名 旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却

現地説明会参加者リスト

法人名 _____

会社名	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
			T S 年 月 日 H

見積件名 旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却

現地説明会参加者リスト

法人名 ○○株式会社

会社名	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
○○株式会社	○○部長	○○ ○○ ○○ ○○	T S○年○月○日 H
株式会社▲▲	○○係長	○○ ○○ ○○ ○○	T S○年○月○日 H

見積書(兼不動産購入申込書)

年 月 日

契約責任者
日本郵政株式会社
代表執行役社長 根岸 一行 殿

見積者 住 所

名 称

代表者氏名
(個人氏名)



現地説明会資料一式に定められた事項を承諾の上、下記のとおり見積りいたします。

金額		十億			百万			千			円
----	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

見積件名 旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却

見積書(兼不動産購入申込書)

年 月 日

契約責任者
日本郵政株式会社
代表執行役社長 根岸 一行 殿

* 弊社から資格通知書が届いた日以降の日付で、見積書作成日、又は見積書等を郵便で差し出した日を記入願います。

* 見積者が個人の場合、実印(印鑑証明書と同一の印)を押してください。
* 見積者が法人の場合、代表者印(印鑑証明書と同一の印)を押してください。また、必ず会社の住所、代表者役職及び代表者氏名を記入願います。
* 社印は省略可。

見積者 住 所

名 称 ○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○○○
(個人氏名)



現地説明会資料一式に定められた事項を承諾の上、下記のとおり見積りいたします。

* 消費税及び地方消費税抜きの金額を記載する。金額の前に¥マークを入れてください。

		十億			百万			千			円
金額											

見積件名 旧かんぼの宿郡山の土地・建物の売却

見積書(兼不動産購入申込書)を郵送される際の注意事項

見積書(兼不動産購入申込書)等の郵送に当たっては、次の事項にご注意ください。

1 見積書(兼不動産購入申込書)等の郵送方法等

(1) 郵送方法

- ア 必ず一般書留郵便により郵送してください。
- イ 公告(先着順)で示した提出先に郵送してください。
- ウ 上記ア以外の方法(普通郵便及びFAX等での提出)で提出された見積書(兼不動産購入申込書)等は、受け付けません。

(2) 提出する封筒

次の方法により二重封筒としてください。

ア 中封筒(定形)

中封筒は1通用意し、見積書(兼不動産購入申込書)のみを入れて封かんし、見積件名、見積者の商号又は名称、代表者氏名、担当者氏名、担当者連絡先(電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)を別紙の様式に記入して切り取った上、中封筒表面に貼り付けてください。

イ 表封筒(定形外)

表封筒には、①見積書(兼不動産購入申込書)を封入した中封筒、②貸与された現地説明会資料一式を入れ、アと同様に各情報を記載した様式を切り取り、表封筒に貼り付けてください。

なお、差出人住所等の記載は漏れないようにしてください。

- ウ 封筒への貼り付け方法は別紙を参照してください。

2 見積書(兼不動産購入申込書)等の提出期限

見積書(兼不動産購入申込書)等の提出期限及び見積合せ実施日時等は、別途ご相談のうえ調整させていただきます。

3 郵送後の処理

見積書(兼不動産購入申込書)等を一般書留郵便により差し出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証(お客様控)」記載のお問合せ番号について、見積書(兼不動産購入申込書)郵送場所に電話連絡してください。

4 その他

上記1～3のほか公告(先着順)及び見積者注意書を熟読し、見積書を郵送してください。

なお、公告(先着順)に記載のとおり、見積合せの延期若しくは中止又は見積決定後の契約締結手続の延期若しくは中止を行う場合がありますので、見積書の提出前に問合せ先(公告(先着順)16)までお問い合わせください。

封筒記載例等について

別紙

中封筒（見積書（兼不動産購入申込書）を入れる封筒）

見積書（兼不動産購入申込書）

糊付け

キリトリ

〒100-8791
東京都千代田区大手町
二丁目3番1号
大手町プレイス
ウエストタワー16F
日本郵政株式会社
グループ不動産統括部
資産管理担当 あて

見積件名：旧かんぽの宿郡山の土地・建物の売却

見積者：

担当者氏名：

担当者連絡先

電 話：

F A X：

電子メール：

（ 現地説明会資料一式 ）

糊付け

見積者住所 〒000-0000
〇〇県〇〇市
氏名 (株) 〇〇〇〇 ※

※ 差出人の記載を漏らさないでください。

なお、社名等の入った既存の封筒でも有効とします。

表封筒（①中封筒②現地説明会資料一式を入れて送付する封筒）

見積者注意書

見積合せは、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行います。

第1条 見積合せに参加する方（見積合せに参加しようとする方を含む。本書において以下「見積者」という。）は、別に示した日時までに、公告（先着順）及びこの見積者注意書並びに現地説明会配付資料を熟知しておいてください。

2 見積者は、見積合せ後においては、この注意書に掲げた事項並びに現地説明会配付資料の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第2条 見積書は、公告（先着順）に定めるほか、次に定める注意事項を遵守して郵送（一般書留郵便に限る）してください。それ以外の方法により提出された見積書は受領いたしません。

（1）見積書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒としてください。

（2）見積書のみを中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に見積件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先その他公告（先着順）で記載事項とされている事項を記載してください。

（公告（先着順）別添「見積書を郵送される際の注意事項」を参照のこと。）

（3）表封筒には、①見積書を封入した中封筒、②貸与された現地説明会資料一式を入れ、その表封筒の表面に見積件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、見積書在中の旨の表示及び連絡先その他公告（先着順）で記載事項とされている事項を記載してください。

（4）一の表封筒には二以上の中封筒を同封してはなりません。

（5）見積書に記載する日付は、見積書作成日又は見積書を郵便局へ差し出した日としてください。

第3条 見積参加者（公告（先着順）に定める見積参加者をいう。以下同じ。）は、見積書を郵便局に差し出した後においては、見積合せの前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができません。

第4条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

第5条 見積合せは、当社が見積参加者にあらかじめ示した日及び場所において、見積合せに関係のない日本郵政株式会社の使用人等を立ち会わせて行ないます。なお、希望する場合は、見積参加者又は代理人の立会いを認めます。

第6条 次の各号の一に該当する見積書は受理しません。

- (1) 第2条に規定する方法以外の方法により提出された見積書
- (2) 有効消印日を過ぎて郵送された見積書
- (3) 表封筒記載の見積件名が別に示す見積件名と異なる見積書
- (4) 表封筒に見積件名及び見積者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない見積書

第7条 公告（先着順）第9項に定めるほか、次の各号の一に該当する見積書は無効とします。

- (1) 当該見積合せに係る見積参加資格のない方により提出された見積書
- (2) 見積書の申込みに係る価格（以下「見積金額」という。）の記載のない見積書
- (3) 見積書に記載した見積件名が公告（先着順）に示したものと相違する見積書
- (4) 見積参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない見積書
- (5) 同一の者により提出された2以上の見積書
- (6) 見積金額の記載が不明確な見積書
- (7) 見積金額の記載を訂正した見積書で、その訂正について押印のないもの
- (8) 見積参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない見積書
- (9) その他見積合せに関する条件に違反した見積書
- (10) 中封筒がない見積書
- (11) 中封筒記載の見積件名が公告（先着順）に示す見積件名と異なる見積書
- (12) 中封筒に見積件名及び見積者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない見積書

第8条 公告（先着順）に記載の最低売却価格以上の金額で有効な見積書の提出を行なった方を見積決定者とします。

- 2 見積決定者を決定したときは、見積決定者に対し見積決定者として決定した旨を書面で通知します。
- 3 見積参加者の決定後（見積決定後を含む）であっても、公告（先着順）に記載の見積参加資格を有しなくなり若しくは有していないことが判明した場合又は提出された誓約書（兼見積参加申込書）に違反し若しくは不実の記載を行ったことが判明した場合等当社が不適格と認めた場合には見積参加者の決定を取り消し、見積決定を取り消し又は見積合せを無効とすることがあります。また、当社指定の方法により、見積決定者に対し契約締結前に犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）及び当社規程に基づく取引時確認を行い、その結果により、見積決定後であっても、契約締結を行わず又は見積決定を取り消すことがあります。

第9条 見積金額は土地、建物の総額とし、見積決定金額の土地及び建物の内訳金額は、当社が取得した不動産鑑定評価に基づき、土地100%、建物0%とします。

第 10 条 契約締結日は別途調整することとし、見積決定者は、手付金として契約金額の 100 分の 10（ただし上限は 1,000 万円とする。）を契約締結時に当社が指定する方法で納付してください。

なお、残代金決済・引渡日は、別途調整することとし、残代金は当社が指定する方法で納付してください。

以上